

墨田区監査委員公告第 5 号

令和 4 年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、墨田区長から別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により公表する。

令和 4 年 1 1 月 2 1 日

墨田区監査委員	浜 田 将 彰
同	井 尾 仁 志
同	大清水 善 信
同	沖 山 仁

令和4年度財政援助団体等監査の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨 田 区 長

指摘事項について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 指定管理者に関するもの</p> <p>(ア) 協定書による指定業務の一部について、適切に実施されなかったにもかかわらず、指定管理料の返還が行われていなかった。(ミアヘルサ株式会社(墨田区すみだ保育園)、子ども施設課)</p> <p>(イ) 指定管理料の概算払の一部について、精算書の支出額に対象外の費用を含めていたため、本来残額があったにもかかわらず、指定管理料の返還が行われていなかった。(社会福祉法人宝樹会(墨田区水神保育園)、子ども施設課)</p>	<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 指定管理者に関するもの</p> <p>(ア) 適切に実施されていなかった指定業務の経費については、指定管理者から区へ返還させることとした。今回指摘のあった設備等の維持管理に係る協定書による指定業務については、実施状況及び予定を確認するための様式を作成し、今年度の実地調査から提出させ確認することとした。引き続き協定書及び覚書に基づく適切な業務執行を指導していく。</p> <p>(イ) 指定管理料の対象外の費用については、概算払の精算書を訂正させ、指定管理者から区へ返還させることとした。本件に関し、概算払分の適切な取扱いについて運営事業者に改めて説明するほか、所管課においては年度終了後に提出される歳入歳出決算書において確認していく。 今後、同様の事例が生じないよう確認を徹底していく。</p>

令和4年度財政援助団体等監査の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨 田 区 長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(3) 監査委員意見</p> <p>ア 指定管理料の返還について</p> <p>「7 監査結果(1)指摘事項ア(ア)」の事例は、園舎定期清掃及び樹木害虫駆除の指定業務を指定管理者が実施しなかったにもかかわらず、その分の指定管理料の返還が行われていなかったものである。また、「7 監査結果(1)指摘事項ア(イ)」の事例は、指定管理者が概算払による指定管理料の精算書を作成する際に、概算払の対象とならない職員の給食費分を支出額に含めていたことにより、本来残額があったにもかかわらずその返還が行われていなかったものである。</p> <p>いずれも、指定管理者の会計経理上の不注意とともに、所管課における業務執行の十分なモニタリングができていなかったために生じたものである。</p> <p>今後もこのような誤りを繰り返すことのないよう、指定管理者においては、協定書や覚書に基づいて適切に業務を遂行するとともに、一層の自覚を持ち会計経理の精度の確保に努められたい。また、所管課においては、実地調査の実施や関係書類の提出を求めるなど、「墨田区指定管理者制度ガイドライン(令和3年5月改定)」(以下「ガイドライン」という。)や「指定管理者導入施設におけるモニタリング実施要領(平</p>	<p>(3) 監査委員意見</p> <p>ア 指定管理料の返還について</p> <p>指定業務の未実施分の指定管理料の返還については、指定管理者から協定書や覚書に則した業務執行が確認できる書類の作成・提出を求める等の指導を徹底するとともに、実地調査において提出された書類のチェック体制の一層の強化を図る。</p> <p>また、指定管理料の対象外の職員の給食分の返還については、指定管理者に改めて概算払の適正な事務処理の指導を行い、所管課においても歳入歳出決算書等により指定管理業務の適切な運営管理の履行の確認に努める。</p> <p>これまでも、「墨田区指定管理者制度ガイドライン」や「指定管理者導入施設におけるモニタリング実施要領」に基づき適切な事務処理の執行に努め、指定管理者に対する指導・監督を徹底するよう図ってきたが、改めてその周知徹底を図るとともに、職員の指定管理者制度の理解促進やスキルアップを図っていくことにより、再発防止に努める。</p>

成24年6月策定)」に基づき確認するとともに、その周知・徹底を職員に図り、十分な監督体制の確保に取り組みたい。

イ 指定管理料の収支決算書等について

指定管理料の収支決算書等について、指導・注意事項に掲げたもの以外にも不明瞭な記載がみられた。例えば、収支予算書等の科目と収支決算書等の科目とが対応していないもの、指定管理料収入額から概算払や未実施事業分等の返還額を差し引いて収入額として記載しているもの、別の年度の返還金や指定業務ではない事業に対する補助金が指定管理料収入額の中に混載されているものなどである。

指定管理者においては、収支予算書等と収支決算書等の科目を一致させるとともに、指定管理料の返還分や指定管理料以外の区からの収入については指定管理料と分けて記載するなど、実際の指定管理料の流れが明瞭に分かるように収支決算書等を作成されたい。

また、所管課においても、これらの書類の提出を受けた際に、不明瞭な点や誤りがあれば、説明や補正を求められたい。

ウ その他

区では、地方自治法上は努力義務とされている内部統制に積極的に取り組んでいるところであるが、その対象事務として「財務に関する事務」が法定されている。今回の監査で指摘した事例は、所管課のモニタリングが十分であれば防ぐことができたと思われる。したがって、これらについても内部

イ 指定管理料の収支決算書等について

収支予算書や収支決算書等の書類が正しく作成されることは、指定業務が適切かつ効果的に実施されているかを確認する上で大変重要である。指定管理者には、指定業務に係る収入及び支出の流れが明瞭に分かるように収支決算書等を作成するよう指導していくとともに、所管課においても、収支予算書や収支決算書等の書類を受けた際には、内容を十分に確認し、不明瞭な点や誤りがあれば、指定管理者に対して説明や補正を求めることを徹底する。

ウ その他

令和2年度から内部統制制度を導入し、行動計画に基づき対象事務や具体的な取組を定め、職員向けの説明会の実施、各課におけるリスク評価シートの作成・点検・評価の実施等を積極的に進めているところである。「財務に関する事務」については、指定管理者を所管する課におけるモニタリング

統制を十分に浸透させる必要がある。今後とも、施設の設置者として指定管理者を監督する立場から、指定業務の適切な実施を確保されたい。

最後に、新型コロナウイルス感染症が収束しない中、財政援助団体等においては、様々な工夫を凝らし、日々の安全な業務の確保に努力されていることが感じとれた。今後も感染防止対策のみならず利用者の安心安全のため、引き続き意をもって施設等の運営に当たられたい。

態勢を整え、今後も同様の事例が生じないように、適切な事務執行を図り、内部統制制度を浸透させていく。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、消毒・換気・検温等の基本的な感染防止対策及び各事業者の創意工夫により利用者の安心安全を確保しつつ管理運営を行っており、今後も引き続き各事業者と連携して取り組んでいく。